

第11回教育委員会会議録

1日 時 平成26年10月24日(金) 開 会：10時00分  
閉 会：12時00分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地  
教育委員会 2階 会議室 及び 委員会室

3出席委員 池永博委員長 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員 村田正樹教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 人権教育課長 学校教育課長 学校給食課長  
出席した者 中央図書館長 新南陽総合出張所次長代理(久楽課長補佐) 熊毛総合出張所次長  
鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策担当主幹

6議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第50号 教育委員会の権限に係る人事の報告について
3	議案第38号 周南市立小中学校施設整備及び改修工事の計画の策定について
4	議案第39号 周南市勝間ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
5	議案第40号 周南市三丘徳修館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
6	議案第41号 周南市高水ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
7	議案第42号 平成26年度(平成25年度対象)教育委員会の点検・評価報告書の提出について

- 7 委員会協議会 (1) 11月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について  
(報告者：教育政策課→生涯学習課→人権教育課→学校教育課)
- (2) ナベヅル渡来情報について(生涯学習課)
- (3) 市立図書館年報(平成25年度)について(中央図書館)
- (4) 「第2回図書館フィルコンサート」「吉田豊トリオ&Raymond McMorrin」について  
(中央図書館)
- (5) 生徒逮捕に関する経過報告(学校教育課)
- (6) 職員逮捕に関する経過報告(教育政策課)
- (7) 市教育委員会表彰について(教育政策課)
- (8) 市町村教育委員会研究協議会(第2ブロック)出張報告(池永委員長)

委員長 　ただ今から「平成26年第11回教育委員会定例会」を開催いたします。  
議事日程に従いまして、進めたいと思います。  
日程第1、「会議録署名委員の指名について」、指名いたします。  
本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと片山委員さん」にお願いします。  
続いて、日程第2、報告第50号「教育委員会の権限に係る人事の報告について」を議題とします。  
この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案書の1ページ、報告第50号「教育委員会の権限に係る人事の報告について」ご説明いたします。

教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分の取扱いに関することは、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第8号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項に基づき、報告いたします。

次のページをお願いいたします。

平成26年10月6日付の人事異動でございますが、地域拠点施設として、周南市大道理夢求の里交流館が、10月6日より供用開始されておりますが、向道支所がこの施設に移転することに伴い、支所に併設されておりました大道理公民館が廃止されております。

このため、教育部向道出張所長兼大道理公民館長兼大向公民館長であった井上向道出張所長の職名の内、大道理公民館長について解くものでございます。

以上で、報告を終わります。

委員長 　何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第50号を承認いたします。

続いて、日程第3、議案第38号「周南市立小中学校施設整備及び改修工事の計画の策定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案書3ページ、議案第38号「周南市立小中学校施設整備及び改修工事の計画の策定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第10号により、1件1千万円を超える工事の計画を策定することは、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

工事につきましては、合計24件の耐震改修工事に関するもの、学校施設の改修工事に関するもの、解体工事に関するものとなっております。

耐震改修工事につきましては、いずれも主体工事とともに電気設備や機械設備の工事を行うもので、平成27年度末の耐震完了を目指して、残りの校舎、屋体について耐震化を行うもので、工期は平成28年3月までとしております。

また、耐震化工事を含む24件の工事すべて、契約方法として条件付き一般競争入札で行うこととしております。

それでは、議案書に従い順に、工事名並びに予算額を申し上げます。

まず、議案書4ページ、1件目は今宿小学校教室棟（No.18）及び屋体（No.22）の耐震改修工事につきましては、予算として、2億3,139万円を予定しております。

5 ページ、2 件目の菊川小学校教室棟 (No.1) 耐震改修工事は、予算として、6, 7 4 2 万円を予定しております。

6 ページ、3 件目の久米小学校屋体 (No.1 3) 耐震改修工事は、予算として、1 億 7, 2 2 3 万円を予定しております。

7 ページ、4 件目の夜市小学校屋体 (No.8) 耐震改修工事は、予算として、1 億 4, 2 9 0 万円を予定しております。

8 ページ、5 件目の秋月小学校屋体 (No.3) 耐震改修工事は、予算として、1 億 6, 7 5 1 万円を予定しております。

9 ページ、6 件目の遠石小学校教室棟 (No.2 - 1, 2 - 2) 耐震改修工事は、予算として、2 億 4, 1 4 1 万円を予定しております。

1 0 ページ、7 件目の徳山小学校教室棟 (No.2, 3, 4) 耐震改修工事は、予算として、2 億 4, 6 4 0 万円を予定しております。

1 1 ページ、8 件目の櫛浜小学校教室棟 (No.1 - 1, 1 7) 耐震改修工事は、予算として、2 億 2, 2 1 7 万円を予定しております。

1 2 ページ、9 件目の戸田小学校管理教室棟 (No.1) 耐震改修工事は、予算として、1 億 3, 5 3 0 万円を予定しております。

1 3 ページ、1 0 件目の岐山小学校教室棟 (No.1 0, 1 3) 耐震改修工事は、予算として、1 億 3, 4 9 2 万円を予定しております。

1 4 ページ、1 1 件目の大津島小学校教室棟 (No.1, 2 8) 耐震改修工事は、予算として、9, 0 3 7 万円を予定しております。

1 5 ページ、1 2 件目の桜木小学校管理教室棟 (No.1) 教室棟 (No.2) 耐震改修工事は、予算として、2 億 3, 0 9 5 万円を予定しております。

1 6 ページ、1 3 件目の富田西小学校教室棟 (No.1 8 - 1, 1 8 - 2) 耐震改修工事は、予算として、6, 4 6 6 万円を予定しております。

1 7 ページ、1 4 件目の福川南小学校屋体 (No.4 - 1, 4 - 2, 4 - 3) 耐震改修工事は、予算として、1 億 2, 1 2 5 万円を予定しております。

1 8 ページ、1 5 件目の八代小学校管理特別教室棟改築工事は、現在の管理特別教室棟が、老朽化で耐震改修が困難であることから、改築を行うものです。予算として、1 億 9, 6 0 7 万円を予定しております。

1 9 ページ、1 6 件目の菊川中学校管理特別普通教室棟 (No.1 9 - 1, 1 9 - 2) 耐震改修工事は、予算として、1 億 6, 0 0 5 万円を予定しております。

2 0 ページ、1 7 件目の周陽中学校屋体 (No.7) 耐震改修工事は、予算として、1 億 6, 6 1 4 万円を予定しております。

2 1 ページ、1 8 件目の周陽中学校普通教室棟 (No.2) 耐震改修工事は、予算として、8, 9 2 0 万円を予定しております。

2 2 ページ、1 9 件目の鼓南中学校特別普通教室棟 (No.1 - 1) 耐震改修工事は、予算として、6, 9 9 1 万円を予定しております。

2 3 ページ、2 0 件目の岐陽中学校特別教室棟 (No.6 - 1, 6 - 2) 耐震改修工事は、予算として、8, 7 5 6 万円を予定しております。

2 4 ページ、2 1 件目の桜田中学校管理特別普通教室棟 (No.1 6) 耐震改修工事は、予算として、1 億 9, 8 7 0 万円を予定しております。

次に、耐震改修以外の改修工事について、ご説明いたします。

25ページ、22件目の夜市小学校プール改修工事は、プール底の防水シートが膨らむ事象が発生しており、本年度のプール授業は終了しておりますが、来年度のプール授業に支障をきたさないよう改修工事を実施するものでございます。工事内容としては、プール槽の防水シートの張替で、工期は平成27年3月までを予定しており、予算として、1,500万円を予定しております。

26ページ、23件目の夜市小学校管理教室棟防水改修工事は、屋根防水工事で、8月5日に多量の雨漏りが発生したことから調査したところ、屋上の防水シートの一部がはがれているのが発見されました。雨漏りにより授業に支障がないよう改修工事を実施するものです。工事内容としては、屋根防水シート約1,120㎡の張替で、工期は平成27年3月までを予定しており、予算として、2,000万円を予定しております。

最後、27ページ、24件目の熊毛中学校旧屋体及び旧熊毛学校給食センター解体外工事は、改築が完了しました熊毛中学校の屋体の旧屋体及び、平成26年4月に完成した熊毛学校給食センターの旧熊毛学校給食センターの解体に関するもので、工事の内容といたしましては、屋体解体、部室解体、給食センター解体のほか、給食センターの解体に伴って解体される暖房用の灯油を補完する油庫の新設や、敷地舗装などとなっております。

なお、解体後は駐車場が不足していることから、駐車場として活用することとしております。

工期は平成27年3月までを予定しており、予算として、4,831万円を予定しております。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 24件ございましたが、何か質問がございますか。

片山委員 耐震工事がほとんどですが、耐震改修機械設備工事の機械とはどのようなものでしょうか。

教育政策課長 トイレですとか配管に関することは、機械設備ということでやっております。給水、給湯関係も含んでおります。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第38号を決定いたします。

続いて、日程第4、議案第39号「周南市勝間ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ですが、ここでお諮りします。

次の、日程第5、議案第40号「周南市三丘徳修館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、日程第6、議案第41号「周南市高水ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、いずれも施設の「使用許可申請書」等の様式の変更に關する同様な議案ですので、一括して説明を受けたいと思いますが、如何でしょうか。

委員 異議なし。

委員長 それでは、この3件を一括して生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第39号周南市勝間ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について、議案第40号周南市三丘徳修館条例施行規則の一部を改正する規則制定について及び議案第41号周南市高水ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定につきましては、同一内容でございますので、一括してご説明申し上げます。

提案理由につきましては、各号とも周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第12号によるものでございます。

議案書につきましては、28ページから60ページでございます。

正誤表を配布しておりますので、そちらを説明させていただきます。内容につきましては、3  
条例施行規則と同じでございます。

まず、29ページにつきましては、使用料の「料」が抜けておりましたので、訂正させていただ  
いております。

32ページにつきましては、「㊟」を追加させていただいております。これにつきましては、  
皆さんご承知とは思いますが、11月1日より周南市におきましても申請書等の押印の省略とい  
うことで、使用許可申請書等におきましては、押印を廃止することとしておりますが、今回の還  
付につきましては、権利義務が発生するということで「㊟」を追加させていただいております。

33ページにつきましては、使用料の「料」が抜けておりましたので、訂正させていただ  
いております。

38ページにつきましては、「㊟」を追加させていただいております。

あと、議案第40号、議案第41号の訂正箇所につきましても、今申しましたものと同様で  
ございます。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、今回の改正理由でございますが、公民館利用団体の多くが定期的な利用であり、  
なおかつ使用申請書の提出時に使用料減免申請書も同時に提出していただいております。

このため、利用者の利便性を考慮して、一枚の申請書でまとめて申請できるようにするために、  
使用料減免申請につきましても、同一申請書で手続きができるように簡素化するものでございま  
す。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。

松田委員 許可等は教育長になっていますが、還付の場合は、宛先が市長になっているのですが、何  
か理由があるのでしょうか。

生涯学習課長 納付関係という金銭の権利が発生するものに関しましては、市長とさせていただ  
いております。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第39号から議案第41号の3件を一括して決定いたします。

続いて、日程第7、議案第42号「平成26年度（平成25年度対象）教育委員会の点検・  
評価報告書の提出について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書61ページ、議案第42号「平成26年度（平成25年度対象）教育委員会の点検・  
評価報告書の提出について」ご説明いたします。

これは、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第20号の規定  
により、教育委員会の活動状況の点検・評価に関することについては、教育委員会の権限と  
されておりますことから、お諮りするものでございます。

それでは、議案書の別冊「平成26年度（平成25年度対象）教育委員会の点検・評価報  
告書」の1ページをご覧ください。

目次にありますように、この報告書は大きく4項目から構成されております。

「1 はじめに」では、事務の点検及び評価の目的、教育委員会の概要、事務の点検及び  
評価の手段等について、「2 教育委員会の会議及び委員の活動」では、教育委員会の会議  
の開催状況、審議・報告案件、及び教育委員会の委員の活動について、「3 教育委員会の  
主要施策」では、平成25年度の教育委員会の主要施策として、周南市の教育で掲載してお

ります課別の施策内容を、「4 教育委員会の行政評価」では、周南市が行っている教育委員会を含めた全事務事業の事務事業評価とともに、平成25年度の行政評価におきましては、まちづくり総合計画の基本計画の推進施策に着目した施策評価を実施しております。

この内、教育委員会の推進施策や事務事業におきましても、この行政評価方針に基づき評価を実施しており、この評価結果を示しているものでございます。

更に、周南市議会では、市が実施している事務事業を市民の目線で評価し、その評価結果をもって、次年度の予算編成に反映させるため、決算審査におきましても、議会における行政評価を実施されております。教育委員会の事業につきましても、2事業が抽出され、事業目的や成果等を検証する中から、今後の事業の方向性が示されており、これについても掲載をいたしております。

それでは、中身のご説明ですが、「1 はじめに」、「2 教育委員会議及び教育委員会委員の活動」、「3 教育委員会の主要施策」につきましては、ご存じの内容ですので、説明を省略させていただきます。

10ページの「4 行政評価」についてでございますが、(1)平成25年度行政評価（事務事業評価・施策評価）のうちの①の事務事業評価ですが、評価の方法につきましては、各事業について、事務事業評価として、所管課の自己評価を参考に、第2次評価として、行政評価委員会で2次評価を行い「政策調整会議」を経て、最終評価が決定されております。

評価いたしました事務事業117事業において、各々A～Dの評価をしており、計画通りに事業を進めるA評価が16事業、実施方法やコスト等を見直しのうえ継続するB評価が92事業、事業統合や外部委託等による大幅な見直しをするC評価が8事業、休止や廃止の検討をするD評価が1事業となっております。各事業ごとの評価につきましては、11ページから13ページの右側にあります最終評価の欄に示しております。

この内、D評価の1事業につきましては、12ページ50番の「富田中学校敷地整備事業費」ですが、この事業は平成25年度で事業完了であることから、D評価としております。

また、C評価の8事業につきましては、11ページ6番の「幼稚園運営費」につきましては、幼稚園の再編整備を推進する必要があること、20番の「大津島ふれ愛スクール事業費」については、大津島中学校の生徒数の推移を考慮した事業展開が必要であること、12ページ57番の「教育施設AED設置事業費」については、事務の効率化のため市長部局の事業と協議・統合の検討が必要なこと、76番「子どもサポートプラン推進事業費」及び77番「学校支援地域本部事業費」については、類似事業との統合により効率的な事業展開を検討すること、13ページの91番「大田原自然の家管理運営事業費」については、施設の老朽化について今後の方向性の検討が必要であること、100番の「高水ふれあいセンター管理運営事業費」については、入浴施設について地元との協議が必要であること、110番の「民族資料展示室管理運営事業費」については、新南陽の施設が老朽化しており、今後の方向性の検討が必要であること、などの理由によってC評価という結果となっております。

もう一度10ページにお戻りいただきたいと思っております。

②の施策評価ですが、事務事業を実施することにより、まちづくり総合計画の基本計画に示される施策の実現を目指しております。この推進施策について、施策評価を行っており、評価におきましては、行政評価委員会が評価した推進施策の優先順位付けと、市長が選択した重点的に実施する事業を組み合わせ、施策実施の方向性を決定しております。

教育委員会に係る19施策について評価した結果、次年度において重点的に施策目標の達

成に向けて取り組むものである「推進」の評価が9件、また現行の推進体制の中で工夫をし、目標の達成に向けて取り組むものである「現状どおり」の評価が10件となっております。

推進施策ごとの評価につきましては、11ページから13ページの右端の施策評価の欄に示しております。

14ページをお願いいたします。

今、お話ししました事務事業評価や施策評価は、内部での評価になりますが、市議会が実施した行政評価は、外部評価に相当するものと考えております。

教育委員会の事業としては、示しております「幼稚園運営費」と「大田原自然の家管理運営事業」が抽出され、評価が実施されましたが、評価としては、いずれも、「2」の現状維持という評価となっております。

「幼稚園運営費」につきましては、再編整備の推進と施設の耐震化や老朽化について検討の必要があることが指摘され、「大田原自然の家管理運営事業」については、施設の老朽化と背後地が土砂災害警戒区域であるという現状であるが、施設の意義等も踏まえて、方向性を示すべきとの指摘がなされております。

この評価につきましては、はじめにの中で、記載しておりますように地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき行っておりますが、その目的とするところは、教育委員会が自ら活動状況の点検・評価を行い、その報告書を議会に提出し、公表することで、市民への説明責任を果たしながら、より効果的な教育行政を推進しようとするものでございます。従いまして、この評価結果をしっかりと踏まえて、教育行政に当たりたいと考えております。

なお、この報告書は本日の教育委員会で決定いただいた後、12月議会に提出し、議員の皆さんへ配布することといたしております。

以上で、議案第42号の説明を終わります。よろしくご審議・ご決定のほど、お願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。

松田委員 昨年度の評価で、「大田原自然の家管理運営事業」は、委員会評価が「D」になっておりましたが、今年度は「C」になっていますが、その理由が判れば教えてください。

生涯学習課長 今、友弘次長からも説明がございましたとおり、大田原自然の家につきましては、旧中須小学校大田原分校の校舎と講堂を利用させていただいており、かなり施設については老朽化しております。また、背後地が土砂災害警戒区域ですので、今回、広島安佐で悲惨な事故もありましたので、そういったことも鑑みますと、一つの考え方として、そういった危険区域だから全て廃止だという考えもあると思います。そうはいいまして、ボランティアの数もかなりいらっやいます。ログハウスや入浴施設等については、ほとんど地元の青年団や体験される活動団体によって手作り、ボランティアで建築されております。行政が関わっております所は、先程申しましたように旧大田原分校の校舎と講堂だけで、他はボランティアでやっていただいております。気持ち的には危険だなと思いつつも、子供の体験学習については素晴らしいところだという認識を持っていますので、こういった形が一番いいのか、安全面をどう考えるかという点で苦慮しており、揺れ動いているのが実状でございます。

幸いにして議会からは、よく考えろと言われておまして、教育委員会としては「D」評価としたところではございますが、議会の方からは現状維持で頑張れよという形で「C」評価に変わったのではないかと認識しております。

委員長 これにかかわることで、他によろしいでしょうか。

月谷委員　私も同じ質問をさせていただこうと思っていました。危険区域でこのまま続けることに少し違和感があります。実際に行ったこともあります。急斜面です。この度の土砂災害でも、雨が降った時ではなく、その後のちょっとした小雨でもという報道が何度もありましたけど、雨が上がったからじゃあ行きましょう。行ったのは良いがということが起きなければいいがなど心配しています。

生涯学習課長　大田原のロケーションは、野外体験に打ってつけの場所なんです。委員が言われたような危険があるという形で大変苦慮しているというところでございます。

委員長　素晴らしい施設ですので、何とかいい方向に進めていただければと思います。

その他に何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第42号を決定いたします。

その他に何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で、平成26年第11回教育委員会を終了いたします。

署名委員

松田 敬子 委員 \_\_\_\_\_

片山 研治 委員 \_\_\_\_\_